三豊市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月21日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

令和元年度

定例監査結果報告書(第2回)

三豊市監査委員

三 監 第 133 号 令和2年2月21日

三
豊
市
長
山下
昭史
様

三
豊
市
議
議
議
主
世
様

三
豊
市
農
市
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

令和元年度定例監査結果(第2回)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 監査の対象及び期間

	対	象	F6-************************************
部課等名		事務の実施期間	監査実施期間
議会事務局			令和2年1月10日
農業委員会事務局			令和2年1月10日
西香川病院(健康課)			令和2年1月27日
永 康 病 院			令和2年1月27日
会	計 課	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	令和2年1月27日
建設経済部	農林水産課 土地改良課 建設港湾課 都市整備課 建築住宅課		令和2年1月10日から 令和2年1月16日まで
健康福祉部	山本保育所 豊中保育所 三野保育所		令和2年1月22日から 令和2年1月23日まで
教育委員会事務局	豊中中学校 山本小学校 大見小学校 下高瀬小学校 吉津小学校		令和2年1月22日から 令和2年1月29日まで
健康福祉部 教育委員会 事務局	豊中幼稚園 大見幼稚園 下高瀬幼稚園 吉津幼稚園		令和2年1月22日から 令和2年1月29日まで
監査委員事務局			令和2年1月16日

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第3 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について 監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について措 置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき遅滞なく通知 されたい。

執行機関においては、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な執行管理に努めることはもとより、職員の健康管理にも十分に配慮されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも事務の執行にあたっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

【改善・検討事項】

≪個別事項≫

・工事請負契約について(建設港湾課)

前年度繰越事業の一部で、工事に伴う事務処理が不完全なまま工事請負契 約が締結されていた案件があった。

今後は、職務の責任を十分認識し、適正な事務処理を実施すること。

・契約事務の適正化について(永康病院)

役務の提供を受ける契約の委託契約期間については、年度ごと又は「地方自治法第234条の3」、「三豊市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等に基づいた長期継続契約(原則5年を上限)により設定することができる。

今回、自動更新となっている契約の中で、支出の根拠となる契約内容が不 十分な事例が見受けられた。社会情勢が変化していく中、契約内容は随時見 直し、実態と照らし合わせ、合致しないものは速やかに変更契約を締結する 等の措置を取られたい。

また、借地契約の契約方法については、平成28年度第2回定例監査において「後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項を定めるのではなく、地方自治法第234条の3で定める長期継続契約への見直しをすべきである」という意見を付した。

しかし、平成 30 年度締結の借地契約において、自動更新の契約があった。 法令等を十分に読み込み、適正な事務処理を実施すること。

上記2点について、早急な改善を求める。

《共通事項》

・グループウェア内ライブラリの有効活用について(共通・保育幼稚園課)

幼稚園で使用している切手受払簿の様式が規則と相違していた。これは、 グループウェア内ライブラリに掲載していた様式が更新されていなかったこ とが原因である。

現在、職員間での共有が必要な定型文書やマニュアル等の掲載場所は、全 庁一時共有フォルダーであったりグループウェア内ライブラリであったりと 統一されておらず、職員が必要な情報にたどり着くまでに時間を要している。 また、全庁一時共有フォルダーについては、年度ごとに新フォルダーが作

また、全庁一時共有フォルターについては、年度ことに新フォルターが作成され情報更新されているが、グループウェア内ライブラリには、長年更新されていないもの、所管課が変更前のままといったものが見受けられる。

働き方改革により業務の効率化が避けられない中、職員が最短の時間で最 新の情報に行き着けるようなライブラリのさらなる有効な活用について検討 されたい。

【意見】

≪学校等共通事項≫

・学校施設等の環境改善について

小・中学校や保育所、幼稚園施設の維持管理については、計画的な修繕を 実施し、現場においても努力されている。しかし、教室や廊下、窓ガラス等、 清掃箇所だけでも非常に広範囲に渡るため、職員や保護者によるメンテナン スには限界がある。特に高所の窓ガラス清掃は非常に危険であるため、手付 かずの状態である。施設が傷む前にケアすることで、後々の修繕費も抑えら れ長寿命化にもつながる。

三豊市の将来を担う子どもたちの学びの場に、より良い教育環境が確保されるよう望んでやまない。

《各課共通事項》

・調定の時期について

調定時期は、歳入を収納する前提行為として請求権が発生した時点であるが、依然として理解が浸透していない。平成25年度第1回定例監査及び平成26年度第1回定例監査では改善・検討事項として、平成28年度第1回定例監査でも意見として報告している。

特に、国又は県からの補助金等の歳入調定時期は、一般的には交付決定通知があったときとされている。今後は適正な事務処理をされたい。